

予 算 決 算 常 任 委 員 会

総 務 産 業 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 27 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、田村副分科会長、松岡委員、重廣委員、
重村委員、有田委員、早川委員、西村委員、田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釧物次長
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 25 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 13 時 30 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 2 月 27 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

吉津委員長 おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務産業分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それではこれより、2月25日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について、審査を行います。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 それでは、補足説明を申し上げます。予算書211ページ、第1目「常備消防費」事業コード900常備消防費の消防指令センター共同運用負担金につきましては、令和6年度からの2か年事業における施設整備費の負担総額8億3,771万5,484円のうち、令和6年度負担見込み額を差し引いた金額を計上しております。また、令和8年2月に運用開始予定としている山口西部消防指令センターに本市から職員2名の派遣に伴い、必要な経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、予算書209ページになります。事業コード001職員人件費のうちの単身赴任手当54万円についてなんですけれども、これはどのような業務の方に支給されるものでしょうか。

総務課長 山口県消防学校への職員の赴任に伴う単身赴任手当及び山口県西部消防指令センターへの職員派遣に伴う赴任手当でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、予算書は209ページになります。第1目「常備消防費」の災害用のドローン整備事業ということで、279万2,000円ほど予算が新規でついております。まず、新年度とはいえ、運用はいつぐらいを予定されてるのか、まずお聞きしたいと思います。

警防課主幹 ドローンの運用につきましては、機体の導入等及び操縦士の研修を終えたのち、操縦訓練を経て、令和8年1月以降の運用開始を予定しております。

重村委員 それで、ドローンって小さいものは許可もいらないということですけど、この金額になると当然許可もいるし、免許もいるということで認識をします。災害用ドローンということで、災害の場面で使われることが主であろうとは思いますが、場面としては災害以外でこのドローンが必要になる時というのは何か想定をされてるか、お尋ねします。

警防課主幹 災害用以外といたしましては、主には訓練、操縦訓練となります。

重村委員 ドローンはですね、私、もっと早く導入しても良かったのかなって私は個人的には思いがあるんですけど、これはあくまでもやはり消防本部の災害等でこう運航させるということで、例えば一般事務の行政サイドのほうで、どうしてもドローンを飛ばして、例えば撮影をしたいとか、ここを確認したいとか、こういった場合、消防本部としてのこれ事業導入であって、例えば本庁の企画政策課がどうしても飛ばして確認したいものがあるんだといったような時の運航というのは可能なのか、確認しておきたいと思います。

警防課主幹 当本部の導入につきましては、あくまでも災害用として人命危険の緊急性を判断して運用するものでありますことから、消防業務以外での運用は考えておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

早川委員 このドローンは 1 機購入ということなんですけれども、操縦士の研修もこの費用に入ってるかどうか、この費用なのか、それとも別の研修費のほうに入ってるのか、確かめたいと思います。先にこのドローンの操縦士の何名今後取られるかっていうのは予定されてるんでしょうか。

警防課主幹 操縦士につきましては、9 名の養成を考えております。

早川委員 その 9 名の研修費っていうのはこの予算書のどちらに…。

総務課長 災害用ドローンの導入に伴いまして消防職員研修事業職員等研修費負担金の中に操縦の研修費用 148 万 5,000 円を計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑はありませんでしょうか。

重廣委員 予算説明資料の 32 ページの 1 番上で、「常備消防費」の消防庁舎等維持管理費のところにございます。日尾無線、中継局と言いますか、今まで言ってたと思うんですけど、この機器更新というのが出ておりますが、これは萩市と同時に利用されてるというふうな理解ですよね。それで、今この金額が出てますけど、まず、この負担割合、萩と長門の負担割合について伺いたいと思います。

警防課長補佐 萩市と共用の部分については 2 分の 1 の負担となっております。

重廣委員 これは機器更新というふうに出ておりますが、この機器の耐用年数、また何年経ったから更新するとか、そういう説明いただきたいと思います。

警防課長 今回整備する機器の耐用年数は 12 年となっております。

重廣委員 12 年前にも機器更新があったというふうに認識してよろしいですか。それとも、何か障害が起きそうだから今変えると、そういうことなんでしょうかね。これは、今耐用年数 12 年って言われましたけど、また 12 年したらまたやりかえると。10 年後にまた同じような予算が出てくるというふうに認識してよろしいですか。

警防課長 耐用年数は 12 年でありますけど、機器の状況によって、また萩と相談しながらということになろうと思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はありませんでしょうか。

重村委員 それでは、予算書はですね、211 ページになります。第 3 目「消防施設費」のところで、施策の報告書にもあります防火水槽の設置工事であります。今回、2 地区防火水槽を設置するということで予算が計上されてますけど、まず、なぜ聞くかっていうのが、今の太田渡のこともありますし、世界的に見たら、ロサンゼルスのこと映像で見ます。初期消火がとにかく大切というのと、この本市も山林部を 70 パーセント以上が山林部ってということで、1 回入ってしまうと、長時間、長期間の戦いが続くようなことになろうかと思うので、防火水槽っていうのは、設置できるときにきちんと整備していかないといけないと思うんですけど、まず、新年度は 2 か所ということでしたけど、今消防本部としてこう確認ができている範囲で、ここには防火水槽が欲しいよね。だけど、これは土地の提供であったり、いろんな条件が揃わないとできないっていうところもあると思いますけど、事前の基礎調査では必要に応じてきちんと整備していきますという回答返ってきてますけど、ここらあたり、今把握されてる中で、長門市内にここはもう緊急的に必要だというような箇所が何か所ぐらい本部としては確認されているのか、教えていただけたらと思います。

警防課長 水利計画に基づき、水利不便地域は約 40 か所と考えております。整備率にあっては 60 パーセントとなっております。

重村委員 はい、わかりました。1 つ、歳入のところで確認をさせていただきます。それで、今回の予算でも国庫支出金のところで 799 万 2,000 円ということで、これは歳入のところから見ると、第 16 款「国庫支出金」の消防防災施設整備費補助金ということで補助金が国のほうから出てますけれども、この補助金について、例えば今回 2 か所で 799 万円ぐらいですけど、これ自治体のほうが、いろんな自治体を鑑みたときに、緊急的に先ほど言われた 60 パーセントを 80 パーセントぐらいに持っていきたいんだってということで、例えば整備箇所を 5 か所、6 か所にしたときに、この補助金というのは限度額があるものなのか、それともある自治体に相応して、いや 1 年に 1,000 万円以内が限度ですよとか、どういった性質の補助金なのか。1 つは補助割合と自治体が申請すればいくらでもつく

ものなのか、それとも目安があるものなのか、教えていただきたらと思います。

消防長 補助の金額につきましては、補助率2分の1ということで、今回、防火水槽を2基整備いたしますので、こちらの国庫補助金799万2,000円が補助の基準額。2分の1なので、2基整備するので、そのままといった形になります。また、この補助につきましては、事前に5か年計画等で、施設の計画、水槽の整備個数等を事前に報告して、それで最終的にまたそこに補助がつくとかっていうような形になっておりまして、基本は2個までとかそういったことはございません。

重村委員 はい、わかりました。5か年の計画書を事前に提出した中で、それに応じて国のほうとしたら補助金をつけてくるということですね。その点はわかりました。補助額が2分の1って言われましたけど、事業費からすると、37パーセントぐらいだったのかな。これ割ると、負担がですね。だから2分の1であれば、もっと市債を発行せずに補助額のほうが予算としては配分が多くてもおかしくないのかなと思ったんですけど、何か補助に該当しない、なんか事務手数料とかそこら辺りで該当しないものがあるのか、そこだけ確認して終わりたいと思います。

総務課長 防火水槽設置に伴います消防防災施設整備費補助金につきましては、耐震性防火水槽1基に対する基準額が799万3,000円と決まっております。それを2基設置ということで、799万2,000円が補助額となっております。

重廣委員 それでは、今の件の関連なんですけど、これは新設というふうに書いてありますから、新規工事、新しい場所に新設するということでよろしいですか。

警防課長 新規の場所にということです。

重廣委員 この申請される場所ですね。例えば市の所有地なのか、個人の持ち物なのか、それとも行政区の持ち物なのか、それについて伺いたいと思います。

警防課長 来年度の2か所にあつては、1か所板持4区は市所有の土地であり、中畑・一ノ瀬地区は個人の所有地ですが、所有者から無償貸与していただくこととして確約書を取り交わしております。

重廣委員 1つは市有地でありますからよろしいんですけど、今、個人の土地と言われましたよね。その確約書というのは、何年ぐらい続くものなのか、日付が書いてありますか。と言いますのが、よく最終的に代替わりする等で、この土地を返してくれとかいうのが色んなところから出てくるんですよ。市が持つてる土地なら別なんですけどね。個人の中に建てるのはどうかなっていうので、確認するんですけど、どのような確約書の内容なのか、それについて伺いたいと思います。

警防課長 確約書に日付等は記載しておりません。無償で貸与すると。

重廣委員 何年までというのは書いてないと思います。こういうものですから。ただ、確約書を交わした本人さんがお亡くなりになられたり、そうしたりするときに、今度は代が替わって子どもさんたちの代になったときに、これはなんでこんなところに造っちゃうんかっていうのはよくある話なんですよ。だから、これはもうコンクリートの桧のようなものでしょうから、何年も持つと思います。その辺りはどのように考えておられますか。

警防課長 耐震性防化水槽は、コンクリート製ではなく、既製品である耐震性のものを埋めるという形でございますので、最悪取り外すことも可能ですが、今後、日付等に関しては検討してまいりたいと思います。

重廣委員 最後に、こういう防火水槽、今、コンクリート製じゃないと。ちょっと私は勘違いしておりました。今までは古いのはコンクリート製で、いろんなところがございますよね。いざ使用するときにはちょっと中が汚かったり、吸水管をつけても水が上がらなかつたりっていうのが稀によく耳にします。この新しく造ったのと、これまでもそうでしょうけど、これからの維持管理について。それと今では水槽は湧き水を入れてとか色々あったんですけど、これは水道水を溜めておくものなのかどうか。その2点について伺いたいと思います。

警防課長 維持管理につきましては、2か月に1回、署員によりまして検査をしております。基本上水で考えておりますけど、場所によっては上水道のないところもございますので、河川の水を使用したり、そういう形になっております。

早川委員 これ、防火水槽は移設可能っていうことを言われたんですけども——移設可能ではない。もう取り外すだけ、何かあったときにはっていうところ。これ移設可能ではなくって、もう何か撤去ということで考えてよろしいですか。もし何かあったとき、今重廣委員が言われた、例えば契約とかで、もう止めてくださいって言われたときには撤去という形でしょうか。

警防課長 移設可能ではありません。基本その場に埋めるものですから。いわゆるもちろんコンクリートで舗装しますし。確約書も今後検討しますが、基本その場に置いておくという形で考えております。

田中委員 第2目「非常備消防費」、事業コード010 消防施設等整備事業についてですが、説明資料32ページのほうに、通の消防機庫を新たに建て替えるということになっております。これ説明資料を見ますと、調査業務に必要な経費を計上するっていうふうになってるのですが、工事請負費も出てます。この予算っていうのは調査業務なのか、建築費も入っているのか、そこを確認させてください。

総務課長 通部隊の消防機庫の建築工事費及び現在建っております向町部隊、古い向町部隊を解体するのにあたりまして、アスベスト等がございますので、その調査のための調査業務費用を計上しております。

田中委員 その工事、調査が、可決されたとして、調査業務から完成までのスケ

ジュール的なものというのをお知らせいただけますか。

総務課長補佐 新消防機庫につきましては、7月から建築工事に入りまして約6か月間ということで、アスベスト調査につきましては約2か月間、それから解体実施設計業務が約3か月間となります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:53 —

— 再開 9:54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

三隅支所長 予算書158、159ページ、第2目「塵芥処理費」、事業コード025ごみ収集事業（直営分）、塵芥処理用備品として、令和7年度までの債務負担行為として設定しております。導入から15年が経過した塵芥処理用パッカー車の更新に要する購入費用を計上しております。

日置支所長 特に補足説明はございません。

油谷支所長 予算書92、93ページ、予算説明資料8ページの第13目「油谷支所費」、事業コード025油谷地区小さな拠点づくり推進事業として、3,227万6,000円を計上しております。本事業による油谷支所庁舎等整備工事は、この度の予算計上の工事終了をもって全ての工事が完成することとなり、完成の時期は、令和8年2月の予定であります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、油谷支所についてお尋ねをいたします。予算書93ページ、事業コード025油谷地区小さな拠点づくり推進事業です。令和7年度に外構舗装工事と、それから電気設備工事が行われる予算が計上されておりますけれども、この工事期間の利用者の方への、何か影響がありましたらお願いします。

油谷支所長 来庁者用駐車場の工事ということでございますので、来庁者の方への配慮が必要になりますので、そのことを踏まえまして、外構舗装工事の1工区と2工区に分けまして、それぞれ来庁者用のスペースを確保しながら舗装工

事を行うというような形で、来庁者への配慮を行った工事としております。

田村委員 はい、わかりました。それでは、一応、計画されている工事期間は、できれば何月から何月ぐらいというのがありましたらお願いします。

油谷支所長 それでは、工事ごとに申し上げます。外構舗装工事、これは約 1 か月間で、9 月の中旬から 10 月の中旬。それから外構舗装工事の 2 工区、これも 1 か月間の工期ということで、時期的には令和 8 年 1 月中旬から 2 月中旬。最後に、外構電気設備工事でございますが、これは工期が 7 か月間でございます、5 月中旬から 12 月中旬を予定しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんでしょうか。

重村委員 それでは、三隅支所のほうにお尋ねします。今ご説明をいただいたパッカー車の件ですけど、昨年度、確かこれはパッカー車を注文して納品まで非常に時間がかかるということで、債務負担行為、令和 7 年度には納めていただけるといふことであろうと思います。長い時間を要しましたけれども、納入して実際に供用開始ができる時期というのは大体確定したのか、確認をさせていただきます。

三隅支所長 すでに 6 月議会において債務負担行為を設定しております。1 年半程度、納入に要するということで、令和 7 年度の債務負担行為を設定いたしまして、すでに契約はしておりますが、発注をかけてまだ間もないところもございしますので、納期についてはまだ確定はしていませんが、令和 8 年 3 月までには納入できるということは、聞いはおります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

松岡委員 「日置支所費」になりますが、予算書 93 ページの「日置支所費」の中の施設整備工事の費用が計上されておりますが、この内容について説明をお願いします。

日置支所長補佐 施設整備工事の内容について、日置支所の空調設備については、平成 13 年度に設置した設備で 24 年が経過し、故障、不具合が生じており、部品の製造供給停止により修理ができないことから、令和 5 年度以降、年次的に更新工事を行っております。令和 7 年度は、集団研修室の空調設備を更新する予算を計上し、工事内容につきましては、室内機 2 台、室外機 1 台、冷媒配管等空調設備一式の更新工事を行います。工事時期につきましては、5 月に入札を執行し、梅雨明け前には工事を完了したいと考えております。

松岡委員 今、空調設備を段階的に改修しているということでしたけど、まだ故障している箇所というのは、令和 7 年度以降も残っているのでしょうか。

日置支所長補佐 未更新の設備では、あと多目的フロアが残っておりますので、

こちらも年次的に更新する予定です。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:02 —

— 再開 10:03 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

会計管理者 それでは補足説明を申し上げます。予算書 80 ページから 81 ページの第 4 目「会計管理費」、事業コード 900 会計管理費、システム改修委託料につきまして 417 万 8,000 円を計上しております。これは現在、地方税の収納事務で運用されている eLTAX を活用した公金収納を地方税以外の公金に対応するため、財務会計システムを改修する予算を計上するものでございます。なお eLTAX を活用した地方税以外の公金収納は令和 8 年 9 月から開始予定でございます。また、本システム改修の委託期間が令和 8 年度にわたることから、システム改修に係る費用を債務負担行為として設定しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 ただ今の補足説明にありましたけれども、このシステム改修なんです、今回のシステム改修によって公金収納を地方税以外の公金に対応するとご説明がありました。地方税以外とは具体的にどのようなもの言うんでしょうか。

会計課長補佐 財務会計システムから帳票される納付書については、主なものについては、占用料、施設の使用料、あとは手数料、これが主なものとなっております。

田村委員 それでは基金の運用についてお尋ねをいたします。予算書 60、61 ページ、第 18 款「財産収入」、第 1 項「財産運用収入」、第 2 目「利子及び配当金」の箇所に該当する部分ですけれども、これは基金の運用は会計課がなされると思うんですけれども、基金の運用益を確保するための令和 7 年度の取組方針についてご説明をお願いします。

会計管理者 基金につきましては、地方自治法第 241 条の規定において、確実

かつ効率的に運用しなければならないとされております。このことから、本市では指定金融機関等への定期預金のほか、国債や地方債等の公共債と、信用力が高く債務履行の確実性が高いと判断される電力債による債券運用を行っており、着実に運用益を得ております。また、昨年 3 月に日本銀行はマイナス金利政策を解除し、利上げを行ったことで、預金金利が少しずつ上がっており、今後、定期預金による運用益も増えてまいります。いずれにいたしましても、元本の安全性を最優先した上で流動性を確保するため、普通預金、定期預金及び債券の割合を配慮しながら効率的な運用を行ってまいります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了します。次に、選挙管理委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

選挙管理委員会事務局長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは予算書 119 ページになります。第 2 目「選挙啓発費」、事業コード 900「選挙啓発費」です。選挙啓発にあたっての取組、令和 7 年度、どのようなことを行うのか、お願いいたします。

選挙管理委員会事務局長 令和 7 年度におきましては、明るい選挙の作品募集以外につきましては、市内高等学校において出前講座実施に係る事前協議を行ったところですが、主体的に選挙に関する講義や模擬選挙などが実施されていることが確認できました。しかしながら、選挙管理委員会主催の出前講座も提案しましたが、時期的な都合等により、令和 7 年度につきましては実施が困難という結果になったところです。新有権者となる高校 3 年生には、高校生と若者向けの選挙啓発リーフレットの配布を行い、二十歳のつどいにおいても同様に選挙啓発のリーフレット配布を行うこととしております。また、ルネッサながとで開催する「長門夢・みらいフェスタ」に出展をし、模擬投票や投票スゴロクや選挙間違い探しなど、子どもたちをはじめ、スタッフとして来場する高校生や大学生たちにも選挙を身近に感じてもらうようなものも計画しております。また令和 7 年度につきましては、参議院議員選挙と県知事選挙が執行予定でございます。選挙時啓発としまして、街頭選挙啓発報償費をそれぞれ予算計上しております。長門市明るい選挙推進協議会と選管事務局が合同で街頭啓発を実施する予定にしております。

田村委員 それでは次、第 5 目「参議院議員選挙費」になります。参議院議員選挙費にあります 1 番下、庁用備品 211 万 2,000 円なんですけど、具体的にはど

のようなものになりますか。

選挙管理委員会事務局長 こちらにつきましては、備品購入費として投票用紙自動交付機 6 台分を計上しております。備品を購入する場合、国政選挙においては 9 分の 5 が執行経費の対象となりまして、残り 9 分の 4 が選管の自己負担分となります。よって、投票用紙自動交付機や投票用紙計数機などの備品につきましては、一般財源の持ち出しが少ない国政選挙時において計画的に購入するようにしております。

田中委員 私は、同項同目の 010「市議会議員選挙費」についてお尋ねします。ほかの選挙の中でも書いてはあるんですけども、業務等委託料というのがございます。この内訳というか業務内容をお尋ねします。

選挙管理委員会事務局長 市議会議員選挙の業務等委託料につきましては、ポスター掲示場設置保守撤去業務委託料として 852 万 6,000 円、選挙公報、新聞折り込み業務委託料 6 万 4,000 円で計 859 万円を計上しております。

田中委員 選挙公報の金額もここに入っているということだったんですけども、実は先日説明会がありまして、その折に、この新聞折り込み広告について質疑がありました。私もちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけども、今年は 4 年に 1 回の市民にとって 1 番近い市議会議員選挙があるんですけども、これ今、事前にお伺いしたら、現在確認できている有権者の世帯数約 1 万 4,500 世帯ぐらいと。この世帯の中でどのぐらいこの新聞折り込み広告によっての、この公報紙が届く割合というか、どのぐらいに配布される予定でしょうか。

選挙管理委員会事務局長 新聞折り込みにつきましては、約 7,000 世帯を予定しております。

田中委員 7,000 世帯ということは、大体半分、50 パーセントぐらいの方が有権者世帯数の中で、半分ぐらいということなんですけど、これご説明のときに自治会さんから、もう配れないと。配るのが大変なんだとか今お声が上がったと、それを検討してこういうふうな形になったってということだったんですけども、どのぐらいの自治会の方がそういうふうに言われたのか、アンケートとかで確認されたんでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 複数の自治会からの要望がありまして、アンケートとかは特にはとってはおりません。

田中委員 先ほど予算の中の公報紙配布で 6 万 4,000 円とおっしゃったんですけども、これ以外の方法はもう令和 7 年度の選挙では考えてらっしゃらないってことでよろしいですかね。

選挙管理委員会事務局長 選挙公報の配布につきましては様々な意見をいただいておりますので、選挙管理委員会に報告の上、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

田村委員 様々な方法っていうふうにおっしゃったんですけれども、今検討されている段階でどういった方法があるのか、いくつか挙げていただいてもいいですか。

選挙管理委員会事務局長 新聞折り込みをはじめ、あとポスティングとか、あと郵送のほうも検討しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

監査委員事務局長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:15 —

— 再開 10:16 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議会事務局につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。次に、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、総務課所管について補足説明をさせていただきます。予算書 74 ページから 77 ページまで、第 1 目「一般管理費」についてですが、前年度に比べて 1 億 6,356 万 9,000 円の増額計上となっております。この主な要因は職員人件費について、交流プラザに係る人件費が教育費から市長部局に移管されたこと、また人事院勧告による給与改定を反映させたこと、併せて初任給改善のために必要な財源を見込んだことによるものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 予算書 75 ページ、事業コード 001「職員人件費」についてお尋ねをいたします。ただ今、補足説明でもありましたけれども、初任給改善ということ

が盛り込まれておりますが、具体的にどのような改善になったのか、金額が上がったのか、それとも、号とかその辺りが変わったのかについてご説明をお願いします。

総務課長 初任給につきましては、「長門市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」のほうで定めておりまして、高校卒業者につきましては給料表の 1 級 5 号で、大卒の方につきましては 1 級 25 号で初任給が決まっております。これを 4 月 1 日から、高校卒業の方につきましては 1 級 9 号ということで 4 号上位に、大卒の方につきましては 1 級 25 号級から 1 級 29 号ということで 4 号上位に初任給をするものでございます。これにより、高卒の方につきましては、現行の初任給よりも月額で言いますと 6,500 円の増で、大卒の方につきましては 5,600 円の増になるということでございます。

田村委員 処遇改善されたということで、時代の流れですからいいことだなと思うんですけども。これ高卒初任給が 5 号から 9 号で、それから大卒初任給が 25 号から 29 号に変わるということなんですけれども、それまでの間に、5 号からですから高卒でいくと 6、7、8 号で、それから大卒で 26、27、28 号の方もいらっしまったと思うんですけど、この辺り全体的に改善されたっていうことでしょうか。

総務課長 現職員につきましては、昇給日が毎年 7 月 1 日に定められておりますことから、7 月 1 日の昇給の際に、現在の職の方につきましては、在職者調整っていうことで給料のほう調整する予定にしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課の全般にあたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑終わります。以上で総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:20 —

— 再開 10:21 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 企画政策課につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 予算書 80、81 ページ第 2 目「文書広報費」030 シティプロモーション事業、説明資料 5 ページです。ここに、出演者謝礼というのがあるんですけれ

ども、これについてのご説明をお願いします。

シティセールス推進班長 これにつきましては、北部九州主要メディアを利用したプロモーション業務など、市の PR 動画に出演する協力者への謝礼として計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

早川委員 今、協力者への謝礼ってということなんですけれども、どういった方を予定されてここに上げてらっしゃるんでしょうか。

企画政策課長 どういった方というのは今のところ想定はないんですけれども、市の PR 動画を撮影する際に、どうしても市民の方が出演をしたほうがいいのか、そういった関係の方が出演をしたほうがいいのかというようなケースが過去もございましたので、そういった時のために今回謝礼を用意をさせていただいたものでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑はございませんか。

吉津委員長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

重村委員 それでは、予算書は 83 ページになります。それから、説明資料で言う 5 ページですか。第 6 目の「企画費」で、第 3 次総合計画策定事業という大切な事業。今の総合計画から言うと、丸 2 年ありますけど、2 年がかりで大元のこの総合計画っていうのを策定にかかるということです。1 番下に、データをこう取るためにアンケート発送・回収経費 92 万円ということですけど、この調査方法について、数をどのくらい取る予定なのか、確認をしたいと思います。

企画政策課長補佐 このアンケートの方法についてですが、第 2 次総合計画、5 年前の後期基本計画を策定する際には、紙とオンライン両方併用いたしました。前回、発送 3,000 件ほどいたしまして、回収のほうは 1,266 件回答数がございました。今回の手法なんですけど、回答を書いていただく手間とか、発送や回収にかかる経費、集計時間を考慮いたしますと、オンラインの実施というのが非常に効率的なわけではございますけれども、質問項目が総合計画なので大変多岐にわたること、また回答者の年齢の層も広がることから、前回と同様に、紙とオンライン両方で対応できるように予算計上はしているところですけども、実施方法につきましては、令和 7 年度に総合計画審議会、そして内部で策定委員会を立ち上げる予定としておりますので、そちらで決定をする予定でおります。予算につきましては、前回の結果を参考にしまして、発送 3,000 件、郵送による回答数を 1,200 件ほど想定して予算の方を計上しております。

重村委員 わかりました。非常に行政運営も難しく、こうなっていく中で、この総合計画っていうのが 1 番根幹の設計図、長門市政にとってはなろうかと思えます。オンラインっていうのを充実していただきたいと思いますが、1 点、今、

スマホ市役所で LINE とか、もうかなり私もそこから情報得てるし、確かに質問項目は多いのかもしれないけどですね、LINE のそのスマホ市役所なんかをこう活用した、そのオンラインというのも考えてらっしゃるのか、そこらあたりを充実して、たくさんの回答を、データとしてね、とっていただきたいという思いはあるんですけど、それを聞いて終わりにしたいと思います。

企画政策課長 市も、スマホ市役所というのを推進しておりますので、当然その LINE の活用というのも視野に入れていきたいと思っておりますし、委員ご指摘の通り、やはり多くの方のご意見を参考にさせていただきますので、そういった手法についても取り入れていきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

早川委員 このアンケートの件なんですけど、これオンラインの場合、紙だったらもう行きっぱなしなんですけど、オンラインの場合、やろうと思ってても気が付いてきました。やろうと思ってても、ちょっと1回閉じて、ちょっと時間がかかるからっていうところで忘れてしまうことがあるんですよ。これって、紙だとお金が発生するんですけど、オンラインの場合は、ちょっと時間を置いて、締め切り前とか、ちょっと何回かに分けて同じ人に言っても、私はこれ自体、有効に回答いただける手法だと思ってるんですけども、そういう考えはございますか。

企画政策課長 時間を置いて再度ご案内というところで。おっしゃるように、郵送費というのはデジタルについてはかかりませんので、こう催促をするっていうのがどういうふうに受け取られるかっていうのもありますけれども、そういった周知、告知については検討してみたいと思います。

早川委員 これ、催促とは取らないんですよ。オンラインっていうか、来る場合は忘れてたっていうふうに取り、催促って取る方は回答しないと思うので。なるべくこう掘り起こしていただきたいと思います、これについては。もう1件、アドバイザー報酬ってあるんですけど、これについてちょっとご説明いただけたらと。

企画政策課長補佐 審議会のほうなんですけれども、審議会の委員として、市内の関係団体とか公募委員を含めまして20名ほど就任のほうを依頼する予定としております。これとは別に、アドバイザーとして、今、県内の大学から2名ほどアドバイザーのほうに就任をしていただく予定としておりまして、こちらの経費として2名分ほど計上しているところでございます。

早川委員 このアドバイザー2名の方にはどういったアドバイスっていうか、どういった役目を考えられているんでしょうか、

企画政策課長 先ほど申しましたように、いろんな幅広の分野から代表として来ていただく方と別にいわゆる学識経験者的な立場でアドバイスをいただく

かと思いますので、同じ審議会の中にアドバイザーとして入っていただいて、そのそれぞれのお立場というか研究をされてる見地からご助言をいただければと思っております。

早川委員 このアドバイザーはこの中に入って、策定までの話し合いの持ちようとか流れとかを作っていただくっていう感覚でよろしいですか。

企画政策課長 審議会の中でそういったご意見をいただく予定です。

田中委員 シティプロモーションのところ、もう1回確認させていただきます。説明資料 5 ページのところに推進体制の構築っていうふうに書いてあって、この下に、「てとてとながと活動費」っていうのもあるんですが、この何年かずっと「てとてと」のことっていうのは立ち上げから、なかなかうまくいかないみたいな状況があり、考え直しますというような答弁も以前いただいたりしております。その中で、また令和7年度予算でこの「てとてとながと」が出てきたことに、私、おっと思ったんですが、この推進体制の構築について、ちょっとその辺も含めてご説明いただければと思います。

シティセールス推進班長 今年度7月に市民活動推進課が広報ボランティアを募る形で企画政策課と連携し、市民と行政がより密接に関わりを持ち、シティプロモーションに取り組む活動の1つとして、一旦休止となっておりました「てとてとながと」の **instagram** を活用して情報発信を行う体制を構築中です。これを実施していくことによりまして、市民のシビックプライドを醸成し、行政への関心を高めるとともに、市民の魅力を広く発信できることが可能になると考えております。来年度は、市の広報紙や SNS での情報発信と、より発信の幅を広げて実施していく予定としております。

田中委員 その今おっしゃった内容と公式 LINE とってというのはどういうふうな連携を考えてらっしゃるのか、ちょっとお尋ねします。

企画政策課長 公式 LINE での情報発信というのは、あくまで市からのお知らせといった形になります。今申しました「てとてとながと」につきましては、市民活動推進課との連携ということで、市民活動の側面をより強く意識しているところでございます。市民一人ひとりが、「てとてとながと」というアカウントを使って情報を発信することで、先ほど申しましたシビックプライド等の醸成に寄与するかと考えておりますし、これまで課題として挙げさせていただいた職員の関わり方とか、なかなかこの活動がマンネリ化していくといった課題もございましたけれども、今、市民活動支援センターが拠点となっておりますので、そこにいるスタッフが関わりを持つことで、そういった活動のサポートもできるかなと考えております。

田村委員 予算書 83 ページいきます。事業コード 040 定住促進対策事業です。これ予算が去年に比べて随分増えておりますので、この辺りを伺っていくんで

すけれども、まず空き家リフォーム助成事業費補助金 750 万円、こちらの積算の内訳をお願いします。

政策調整班長 空き家リフォーム補助金 750 万円の根拠ですけれども、まず家財撤去に係る部分の補助金 10 件で 100 万円を見込んでおります。それと、あとはリフォーム補助、工事費用の 2 割または 3 割を補助するものになりますけれども、これが一般と言いますか、上限が 2 割で 50 万円のものが 10 件。そして、中学生以下の方と同居する場合に、補助率が 3 割で上限が 75 万円まで認めるんですけれども、それを 2 件ほど想定しまして、リフォームのほうは 650 万円で、合計で 750 万円を計上しているところです。

田村委員 続きまして、移住支援金 1,043 万 9,000 円、これの内訳をお願いします。

政策調整班長 移住支援金 1,000 万円を計上しておりますけれども、これが国の制度にかかるものと県の制度にかかるものがございます。国の制度にかかるものは、東京 23 区から移住される方。そして、県の制度については、それを対象エリアが少し広がって、東京圏ですとか関西圏ですね、それとあと名古屋、愛知県とか、昨年ちょっと拡大しましたけど、福岡とか広島に拡大した部分がございますけれども。まず国のほうが 200 万円を 3 件と、単県事業の分が 100 万円を 4 件で、合計 1,000 万円を計上しているところです。

田村委員 はい、わかりました。それでは、その定住促進対策事業を通じまして、何か目標にされてる数値がありましたら、ご紹介をお願いします。

企画政策課長補佐 定住対策の目標値というところがございますけれども、現在策定しております第 3 期の総合戦略におきまして、移住相談を通じて移住されてきた方、空き家バンクとそれ以外も含めてなんですけれども、企画政策課の移住相談を通して移住された方の目標数を年間 100 人に設定をしております。

早川委員 ここの説明資料の 5 ページに、フェア等でつながりをもった方を対象に本市の魅力を実際に感じてもらう移住体験ツアーを開催し、移住者の増加につなげるとあるんですけれども、これちょっとイメージが湧きづらいので、一体どういうことなのかっていうのを、イメージが湧くように説明していただけたらと思います。

政策調整班長 移住体験ツアーの内容ですけれども、情報発信の強化を図ってきたことで移住相談件数っていうのは大きく増加をしております。移住者数についても増加してきてるんですけれども、相談件数の伸びほどはまだ伸びてはないというところで、移住相談を受ける中で、本市の魅力を伝えて、興味を持ってもらっても実際に移住するとなると、まちの様子を見てもらう機会が必要であると考えます。特に首都圏から長門市に来られるには距離がありまして、訪れてもらうためには時間も費用もかかりますので、何かしら後押しをするも

のが必要ではないかと考えました。そこで、移住希望者のニーズに合わせたオーダーメイド型の 1 泊 2 日の移住体験ツアーを開催して、本市の魅力を実際に体験してもらう機会を提供して、本市の移住につなげたいというふうに考えております。

早川委員 例えば相談とか、あとフェアに行った方に、こういう長門市は 1 泊 2 日の体験ツアーができますよっていうところで、長門市に来ていただく。それで、今、1 泊 2 日って言われた、体験ツアーって言われたんですけど、体験ツアーの中身っていうのが全然伝わらなかったんですけど、一体どういうことを…。

政策調整班長 まず移住体験ツアーの対象者ですけれども、本市が移住のターゲットとしております 20 代から 30 代の若者世帯ですとか、あとは子育て世帯の方、あと過去 1 年以内に本市が参加した移住フェア、あとはオンラインセミナーに参加された方、あとは空き家情報バンクの登録者の方を対象に実施する予定で、県内在住者の方とか、あとは単身世帯の方っていうのは今対象外というふうに考えております。移住ツアーの内容については、オーダーメイド型になりますので、基本的には事前に移住コーディネーターのほうと面談を行いまして、決定しようというふうに考えております。内容につきましては、想定になりますけど、先輩移住者の方との交流ですとか、あとは本市での生活がイメージできるように、本市の公園とか図書館とか病院、スーパー、あとは学校など、生活に関わる部分も含めて移住者のニーズに応じて案内できればというふうに考えております。

松岡委員 今のお試し暮らしコーディネート事業について、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

政策調整班長 お試し暮らしコーディネート事業につきましては、移住者の方が一定期間低廉な価格で滞在できる施設を提供しながら、本市のまちの雰囲気ですとか、生活環境を体験するプログラムを実施する団体に対しまして、宿泊と体験をセットで委託するというものになります。体験プログラムの例としましては、地域住民ですとか先輩移住者の方との交流ですとか、サイクリングとか釣りって言って、本市ならではのアクティビティの部分っていうのを実施しております。お試し暮らしコーディネート事業で利用できる施設につきましては、令和 6 年度につきましては俵山地区と向津具地区の 2 件しかなかったんですけど、現在、新たな施設で登録を希望されている施設が 1 件と、あと調整中の施設も 2 件ほどございます。令和 7 年度予算につきましては、令和 6 年度からその委託料の部分っていうのは増額をちょっとしておりまして、業務等委託料の中の一部になりますけど、今 21 万 2,000 円を計上しているところです。

松岡委員 先ほどの移住体験ツアーは 1 泊 2 日でしたけど、このお試し暮らしっていうのはどういう日程とか、違いついていうのをちょっと…。

政策調整班長 お試し暮らしコーディネートの場合は 1 泊 2 日から 2 泊 3 日まで利用ができますので、そこは利用希望者のご都合に合わせて実施する予定にしております。

田中委員 今ご説明で業務等委託料の中の一部がここの費用に入っているというふうにおっしゃったんですけども、85 ページの予算書で見ますと、この業務等委託料で間違いないのかなと思うんですが、昨年度に比べるとかなりの増額になっております。改めて、この内訳というか積算根拠をお願いいたします。

政策調整班長 業務等委託料の内訳ですけれども、まず、お試し暮らしコーディネート業務の委託料ですね。先ほど申し上げた分が 21 万 2,000 円になります。それと、あと SNS 広告の運用を想定しておりまして、これを 100 万円ほど計上しております。それと、空き家情報バンクの登録支援業務を今試験的にちょっと郵便局さんのほうに委託して、登録の物件数を増やしていきたいというふうに考えておりまして、これを 16 万 3,000 円ほど計上しております。それと移住体験ツアー、先ほど申し上げました移住体験ツアーの事業費の一部ということで、ツアー参加者の宿泊代ですとか山口宇部空港とか新山口駅までの車の借上料ということで 28 万 6,000 円、合計 166 万 1,000 円を計上しているところです。

田中委員 今、説明の中で、委託先で郵便局っていうのが出てきたと思うんですが、今までこの事業で出てきたことのないワードなんですけど、その委託内容と、なぜそうなったのかとか、ご説明いただけますか。

企画政策課長 これまでの定住促進の 1 つの課題として、空き家情報バンクの登録数を増やしたいということを申し上げてまいりました。今、長門市に移住をしたいという利用登録のほうは 210、220 件ぐらいあるんですけども、それに対して空き家情報バンクでご紹介できる物件が 80、90 件と、利用に対して少ないので、この空き家の登録が増えればよりマッチングが進んで移住者が増えるというふうに考えております。その空き家登録の掘り起こしが課題というふうに考えておりました。今回、郵便局さんがやはり地域の身近な窓口であること、そしていろんなよろず相談というかもありますし、例えば相続とかそういった手続きのときに訪れられるというところを考えまして、その空き家の登録を促していただく業務について委託をしようと考えております。これは他市でもそういった取組がございましたので、本市でも取り入れてみようというふうに考えたところです。

早川委員 今、空き家の登録を促していただくって言われたんですけど、これは郵便局の局員さんが促すんですか。それとも郵便局の局員さんが情報をこちらのほうにいただいて、市にいただいて、市の職員が促すんでしょうか。

企画政策課長 制度設計につきましては、今から郵便局さんと協議をしながらとなりますけれども、基本的には郵便局の職員さんが促していただくような形

を想定しております。それと、今回は試験的に導入したいと考えておりますので、今、全市内の郵便局が対象ではなく、試験的に油谷エリアの郵便局で委託をできればと考えております。

西村委員 促すと言われますけど、空き家になってる家は持ち主が地元にはいらっしやらないですよ。その場合はどうされますか。

企画政策課長 いらっしやらない方に対しては、また別のアプローチと言いますか、これまでどおり固定資産税の納税通知書等にチラシ、ご案内を同封してご案内をしたりというようなアプローチになろうかと思えますけれども、やはり何らかの、お盆とかお正月とか、例えば先ほど申しました相続とか、そういった形で帰られた方が、またその郵便局等に寄られたときにはそういったご案内ができるかと考えております。

西村委員 もうちょっと積極的にやってほしいです。私が住んでる豊原でも片っ端からみな空き家なんですね。それで木が生えてきて大変迷惑しておるんですけどね。そういうところもあるんですが、積極的にやってほしいと思います。それは新築でも空き家になってるところも見受けられますのでね。その辺のところ、よろしくお願いします。

松岡委員 隣の美祢市でも空き家バンクの登録は郵便局でするようになってるっていうのをちょっと拝見したことがあるんですけど、メリットとかデメリットとか、そういうのはどういうふうに認識されてるのかっていうのをお聞かせください。

企画政策課長 メリットといたしましては、先ほど申し上げたとおり、やはりその地域の方の身近な相談窓口であるということがございますので、いろんな生活の相談とかそういったところを、郵便局さんがいろんな相談の中で空き家のことをどうしようとか、そういったことを聞き取られて、そこで空き家情報バンクの登録を促すというような、その地域住民に寄り添ったサポートができるんじゃないかなというふうには考えております。デメリットについては今のところちょっとまだ想定ができておりません。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管の全般にあたり、ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、副市長にお尋ねをいたします。今回の予算に「第3次総合計画策定事業」が入っております。それから、人口減少についてですけども、様々な担当課が事業を人口減少対策としてされておるわけですけど、それおそらく総合的に統括するというのがこの計画であろうし、企画政策課であろうと思うんですけども、今回の令和7年度の予算、それから第3次総合計画策定に対して市長はどのようなお考えでこれに臨まれるのかということをお尋ねいたし

ます。

副市長 今回の当初予算を含め、総合計画策定事業についての総括的なお尋ねだと思いますけれども、まず申し上げたいのは、市長が今、1 番危機的に感じていること、これは施政方針でも申し上げたとおり、人口減少、これが喫緊かつ最大の課題であるという認識に変わりはありません。そういう意味で、今回の当初予算は、それに対応できる解決策となるべき対策を数々新規事業として打ち出しているところではございます。ただ、今回の総合計画策定事業、これは向こう 10 年の第 1 次、第 2 次と今まで打たれてきた総合計画。この 3 回目の総合計画ということになりますので、当然、市長にとっては初めての策定事業という形になります。それを 2 年かけて、有識者を含め、そして市民の皆様の声を聞き、向こう 10 年、長門市は一体どうなるのか、どうしていきたいのか、そういったことを練っていききたい、計画として樹立したいという思いでこの事業に臨んでいるところでございます。したがって、もちろん、人口減少を食い止める。これが 1 番の眼目だろうとは思いますが、さりとて、世界情勢も刻々変化しておりますし、市民のニーズも大きく変わってきております。そういったところを踏まえて、向こう 10 年の羅針盤というべきこの計画を樹立したいという思いは、昨年 2 期目の就任に至った時の所信表明演説の中でも、この総合計画の策定期間が自分のこの 2 期目の任期中にやってくるということは申し上げたと思っておりますけれども、市長自らの思い、長門市をさらに盤石なものにしたいという思いを込めて、この計画策定に臨むであろうということは、私からしっかり申し上げておきたいと存じます。

田村委員 第 3 次総合計画の目標年が今から 12 年先ということになるんですけれども、違ったらすいません。12 年後に突然数値が改善するわけじゃなくて、1 年 1 年徐々に数値って改善していくものだと思うんですけれども、そういった中で、具体的な数字というもので何かこう語っていただきたいなという部分があるんですけれども、何かその令和 7 年度に対してこの数字をこうしていくというふうなお考え、特に具体的な数字がなければ特にこれには力を入れていきたいとか、そういったお考えについてお尋ねをいたします。

副市長 12 年後に向けてとなりますと、この 7 年度にどの程度動かしていくのか、そういったところはなかなかお見せすることはできませんけれども、今、現に動いているのが「第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」これは本会議の質疑の中でも市長、答弁申し上げましたけれども、この KPI が、全協でもご説明申し上げたとおり向こう数年間の KPI という形でお示しをしております。まずはそちらの達成具合、進捗状況をご覧いただきたいというふうに思っております。第 3 次総合計画を樹立するにあたっては、そのあたりの戦略の動きを見ながらですね、策定していかなくちゃいけないというふうに思っておりますし、総合

計画は、皆様ご案内のとおり、前期基本計画という形で、向こう 5 年を見越したいわゆる実行計画というものを併せて策定することになりますので、先ほどの戦略の結果を検証しながら、そこに反映させていきたいというふうに考えております。

吉津委員長 今 1 度、企画政策課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で企画政策課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 11 時 10 分からとします。

— 休憩 10:55 —

— 再開 11:10 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、予算書 62、63 ページ、第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」、令和 6 年度当初予算と比較をしまして 2 億 2,000 万円増額の 13 億 7,000 万円の取り崩しとなっておりますけれども、これについて財政課の見解をお願いします。

財政課長 財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均衡を調整するという役割を担っておりますが、繰入金の予算額といたしましては、令和 6 年の 11 億 5,000 万円を 2 億 2,000 万円上回る 13 億 7,000 万円を計上しております。過去最大となっておりますが、各年度において決算を見越し、最終的な繰入れ金額を判断することとしておりますので、最近では令和元年に繰り入れて以降は繰入れを行っていないという状況になっております。

田村委員 それでは、それに関連しまして、令和 7 年度末の残高見込みが 30 億円ということですが、本市の標準財政規模から考えて、これは適正でしょうか。

財政課長 令和 7 年度末の財政調整基金の残高につきましては、令和 5 年度末の残高に今年度の一般会計補正予算（第 12 号）までの繰入金、積立金予算の計上額、そして令和 7 年度当初予算の繰入金額を差し引き計算しております。令和 7 年度末の残高には約 30 億円と見込んでおりますが、これは令和 3 年度末の残高が 30 億 5,000 万円ですが、これと同程度であります。適正な残高ということにつきましては難しいですが、財政調整基金の担う役割を考えれば、予算措置

上において残高は減少しておりますが、十分と言えらると思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

田村委員 それでは、予算書 62、63 ページです。第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 9 目「地域活性化基金繰入金」についてお尋ねをいたします。令和 6 年度当初予算と比較をいたしまして、2 億円増額の 5 億円の取り崩しとなっておりますけれども、充当している主な事業はどのようなものがあるでしょうか。

財政課主査 令和 7 年度の地域活性化基金の充当事業につきましては、中央交流プラザ等空調設備改修事業や各種県営事業負担金など、交付税措置率の高い地方債の対象とならないハード事業に 2 億 1,970 万円、それから戦略的産業基盤強化事業や未来農業創造事業など産業振興に 1 億 3,330 万円、そして保育料無償化事業や子ども医療費助成事業、入学エール給付金など子育て支援として 1 億 4,700 万円、これで総額 5 億円を充当しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

重村委員 それでは、第 12 款「地方交付税」の歳入についてお尋ねをいたします。この度、予算書案では前年度の 85 億円から 1 億円増の 86 億円というふうに見込みを立てられて、予算書が提出されています。こういう本市のような財政状況の市政からいくと、この地方交付税という歳入が 1 番大きいところでございます。この 1 億円増と見込んだその根拠について、ご説明をいただきたいと思ひます。

財政課長 国が発表いたしました令和 7 年度の地方財政対策によりますと、地方交付税の総額は、令和 6 年度に比べ 2,900 億円、率にして 1.6 パーセントのプラスと示されております。令和 5 年度、令和 6 年度ともに前年比 1.7 パーセントのプラスと示されておりましたが、本市における普通交付税は、両年度とも約 0.9 パーセント程度のプラスとなっております。令和 7 年度におきましても同程度となることが予測されることから、普通交付税の予算額 77 億円から 78 億円と 1 億円増額したところでございます。

重村委員 はい、よくわかりました。昨年、石破内閣が誕生して、石破内閣総理大臣は、地方創生の交付金を倍増したいというような発言があつて、今、令和 7 年度の予算を国会で審議されていますけれども、そういった意味での本市、地方への地方税財源というものは、どのように国のほうから聞かれているのか、喋れることがありましたらお願いしたいと思ひんですが。

財政課長 令和 7 年度の地方税及び地方譲与税の収入見込み額というのが国から示されております。この中で、地方税につきましては増額と見込まれておりま

して、これに伴いまして各種譲与税、こちらのほうが自動車重量譲与税や森林環境譲与税などが増額されると見込まれております。このことから、本市の森林環境譲与税につきましても今年度増額を見込んでおります。この辺りで、地方消費税等の伸びも、消費の伸びも勘案して、ある程度予算に反映しているというところであります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。次に、監理管財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 予算書 82 ページから 83 ページ、第 5 目「財産管理費」では、令和 6 年度と比較して 3,191 万 6,000 円の増額となっております。その主な要因といたしましては、予算説明資料 5 ページに記載のとおりであります。市有財産利活用事業において、三隅豊原にごございます旧 NTT 舎の解体撤去工事等、2,923 万 7,000 円を計上したものによるものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 それでは、説明資料 5 ページ、ただ今補足説明がございました市有財産利活用事業について伺いたいと思います。これは、場所が三隅というふうに伺いました。この説明の中で、解体の緊急性が高いと判断したものから順次解体していくという話で、毎年される話でございますが、この建物は築何年経っているものなのか伺います。

監理管財課長 昭和 30 年建設ということになっています。

重廣委員 この解体の緊急性等を計算されるときに、その地域、例えば大通りに面している面とか、全然人が通らないところだけ建物が古いとか、そういうことを基準にされて解体順序を決定されるであろうと思いましたが、ちょっと事前連絡もなしに築年数を聞いてしまいました。それで、この建物はアスベスト等の有無はあるか無いか伺いたいと思います。

監理管財課長 事前に調査いたしまして、アスベスト等は含まれていないということになっています。

重廣委員 はい、わかりました。それでは、どのような緊急性でこれを選ばれたかというのは、築年数が 70 年経っているよと、今の市有財産の中でもかなり古いのではないかと思います。これを解体した後の跡地利用について、今計画がなければよろしいんですけど、あれば何に利用されるのか。説明できる範囲でよろしいので、よろしくお願いします。

監理管財課長 解体撤去後の跡地利用につきましては、今のところ具体的な計画はありませんが、今後、庁内での利用や地元自治会等での利活用がないかなど含め検討していきたいと考えております。

重廣委員 それでは、跡地利用、例えば何かの建物を建てる等の予定が今はないという話でございます。おそらく砕石等で敷きならして、置きっぱなしになるのではないかと思います。ご存知のように草が生えてきますよね。周りの地域の人に迷惑にならないように、これからの維持管理方法、もし何も使わないのであれば、どのようにされるのか伺いたいと思います。

監理管財課長 先ほど申しましたけれども、庁内等での利活用がない場合は、まず公売や貸出しに向けて考えていきたいと思います。公売等がうまくいかない場合は、維持管理について気を付けていきたいと思っております。

早川委員 確認なんですけど、この財源内訳のその他の 1,327 万 7,000 円のご説明をお願いいたします。

監理管財課長 予算計上をしました旧 NTT 舎の解体工事にかかる費用の一部に、その他として 1,327 万 7,000 円を計上しています。これは、長門市公共施設維持補修等基金から繰り入れる金額となっております。

田村委員 その建物なんですけれども、今使用中だと思うんですけれども、これについて、今使用されている方との調整はどうなっているのでしょうか。

監理管財課長 現在、旧 NTT 舎は長門市シルバー人材センターが三隅事務所として利用されております。この度、煙突崩落等の危険について市の考えをお伝えしたところ、他に空き施設はないかをご相談いただいたところです。監理管財課所管の空き施設は三隅地区にないことから、他課所管の公共施設をいくつかご紹介したところです。その後、シルバー人材センターが希望される立地条件等から、現在は三隅交流プラザへ移転する方向で調整されているとお聞きしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

田村委員 予算書 79 ページになります。事業コード 900 一般管理費、庁舎等整備工事です。113 万 7,000 円、これはどのような工事を行うのか、ご説明をお願いします。

監理管財課主査 庁舎等整備工事の内容についてのお尋ねでございますが、こちらについては、市役所本庁舎の公衆無線 LAN、フリーWi-Fi を整備する予算となります。ICT を活用した庁舎として、新庁舎建設時に公衆無線 LAN、フリーWi-Fi を整備しておりますが、現在使用しておりますやまぐちフリーWi-Fi のサービスが令和 8 年 3 月末をもって終了することから、令和 7 年度中に公衆無線 LAN の再整備を行うものとなります。現在、市民ロビー1 階のみ設置してい

るところでございますが、昨今のデジタル化に対応した環境を整備するため、各階の交流ロビーにも新たに整備をするものでございます。

田村委員 割と踏み込んだご説明いただいたと思うんですけども、この施設工事によって、もたらされるメリットであるとか効果であるとか、もう少しご説明いただければと思いますけど。

管理管財課主査 それでは、メリットについてお答えいたします。先ほどお話しさせていただきました市民ロビー1階のみに現在設置しているところというところなんですけれども、2階以上にもこのフリーWi-Fiが通らないかというお話も受けておるところでございます。それに伴って、この度、2階以上の市民ロビーにも設置をするということで整備させていただくものでございます。これにより2階以上にもフリーWi-Fiの利用ができることとなることから、市民の皆様にも利用しやすい環境が整うものであると考えております。

田村委員 2階以上ということだったんですけども、ここ5階なんですけれども、5階も該当するんですか。

監理管財課主査 5階の傍聴ロビーの付近についても整備する予定となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんでしょうか。

監理管財課 先ほどアスベストの話があったと思いますけど、一部、煙突にあるという結果が出ております。申し訳ありません。

吉津委員長 わかりました。はい。今の件、よろしいですか。もうそれで。（「大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり）それでは。

田中委員 第5目の「財産管理費」のところ、事業コード700、予算書83ページになります。700市有財産維持管理費のところに計画策定業務委託料っていうのがあがっているんですけども、これについてのご説明お願いいたします。

監理管財課補佐 令和7年度は、公共施設等総合管理計画の個別計画にあたります第2次アクションプランの計画期間の最終年度となっております。つきましては、令和8年度から令和12年度までの5か年の第3次のアクションプランを策定する必要があることから、その策定にかかる費用を計上しております。業務の内容といたしましては、市におきまして、継続、廃止、検討などの各公共施設の方針を決定、整理したのち受託者におきまして、計画期間中の経費の見込み額の算出や各図表の作成、文案作成等を行う予定としております。また、公共施設を単純更新した場合と長寿命化した場合の算定も行う予定としております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、監理管財課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あ

り) ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で監理管財課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:29 —

— 再開 11:29 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは税務課につきまして予算書の 32 から 35 ページ、第 1 款「市税」におきましては、前年度と比較して、6,793 万 4,000 円の増額。34 億 9,303 万 1,000 円を計上しております。これは、たばこ税が、健康志向の高まりや改正健康増進法の施行により喫煙可能場所が縮小されたことなどにより 841 万円の減額を見込んでおるところでございます。次に固定資産税の現年度分収納率を 97.5 パーセントと見込み、また家屋が新增築家屋等の増加の見込みにより、固定資産税を前年度と比べて 4,746 万 4,000 円増額計上をしております。次に法人市民税については、経済活動も緩やかに持ち直してきていることから前年度と比べて 1,771 万 9,000 円の増額計上をしております。なお、個人市民税の普通徴収分収納率は、96 パーセントと見込んでおるところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、32 ページ、33 ページ、歳入第 1 款「市税」、第 1 項「市民税」についてお尋ねをいたします。まず、第 1 目「個人」ですけれども、前年度と比較しまして 1,096 万 1,000 円増。この算定根拠についてお願いします。

税務課長 個人市民税につきましては、令和 7 年度の算定基礎となります令和 6 年中の所得について、経済状況は改善しつつあり、所得割の約 8 割を占める給与所得において業績が堅調な企業等につきまして増加が見込まれるため、1,170 万円の増額とし、個人市民税について 1,096 万 1,000 円の増額を計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、続いて第 2 目です。法人分ですけれども、前年と比較をしまして 1,771 万 9,000 円増額しておりますけれども、この増額理由についてお願いします。

税務課長 法人市民税につきましては、企業の経済活動の結果を見込むこととなるため、県内景気は緩やかに回復しているとの日本銀行下関支店の 2024 年 11

月に発表した山口県金融経済情勢等の観測などから、前年度の決算等を参考に、前年度当初より 1,771 万 9,000 円の増額を計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

田村委員 それでは、決算時の要望的意見にもこれは要望させていただきましたのでお尋ねをしますけれども、令和 7 年度の徴収業務についての方針をお尋ねします。

税務課長 徴収につきましては、令和 7 年 1 月 22 日付で総務省自治税務局から発出されました令和 7 年度地方税税制改正、地方税務行政の運営にあたっての留意事項等についての通知を基本として、税の徴収事務の適正かつ公平な執行に努め、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

田村委員 それでは、私からは最後です。114 ページ、115 ページになります。第 2 項「徴税費」、第 2 目「賦課徴収費」事業コード 900 賦課徴収費についてです。不動産鑑定委託料というものがありますけれども、3 年に 1 度、固定資産税の評価替えというものがあるんですけれども、不動産鑑定評価委託料についての説明をお願いします。

税務課長 固定資産税の価格を決定する場合には、地方税法によりまして、固定資産評価基準によって行くとされております。宅地の評価におきまして、地下工事価格または不動産鑑定士等による鑑定価格から求められた価格を活用することが規定されているため、令和 9 年度の固定資産税の評価替えに向けて適正な評価額の算定に資するため、不動産鑑定士に鑑定業務を委託するものです。長門市内の 245 地点におきまして、標準宅地の鑑定評価を行うこととしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。次に、防災危機管理課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは防災危機管理課所管の補足説明いたします。予算書 96 ページからの第 17 目「防災対策費」につきましては、4,128 万円の減額となっております。主な要因としては、説明資料では 9 ページの音声告知端末機器更新。これは、通・俵山地区でございますが、令和 6 年度の三隅地区の更新と比較して約 2,444 万円の減額、令和 6 年度の山口県防災行政無線再整備事業が完了

することにより 1,619 万円の減額が主な要因となります。事業コード 015 防災対策事業の自主防災組織育成補助金については、自主防災組織の育成と活動促進を図る観点から防災士資格取得経費において、これまでの補助率 3 分の 2 の 8,000 円上限の補助額から 12,000 円上限の全額補助に拡充し、3 名分の経費を計上しておるところでございます。次に、事業コード 025 防災備蓄整備事業については、市災害備蓄計画に基づき年次的に備蓄を進めております。応急物資等が届くまでの避難所体制を完備するため、昨今の災害等の状況から食糧、水等においてこれまで 2 日間分から 3 日間分等、必要な数量を見直した経費を計上しておるところでございます。最後に、事業コード 900 防災対策費の機器等リース料については、避難所の熱中症対策として、各種警報により指定緊急避難場所として、通常開設する避難所 10 か所のうち空調設備のない施設 3 か所において、避難所開設時にスポットクーラー等を借り上げにより配備する経費を加えて計上しているところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 それでは、ただ今、補足説明をいただきましたが、第 17 目「防災対策費」の説明資料の 8 ページの 1 番下にございますが、高潮ハザードマップ作成事業について伺いたいと思います。説明ではこれが新規の事業になっておりますが、A4 の大きさに 1 万部作られるというふうになってますが、この 1 万部の配布方法、配布場所について伺いたいと思います。

防災危機管理課長 高潮ハザードマップにつきましては、6 分割をして作成をいたしまして、浸水想定区域に該当いたします地域にお住まいの世帯に各戸配布を考えております。

重廣委員 浸水想定区域のみに配布するという考え方ですか。全然違うところには配布しないと、そういうふうに認識してよろしいですか。

防災危機管理課長 浸水想定区域内の自治会ですね、その自治会に配布するという各戸配布をするということでございまして、だから、浸水想定区域でない地域に配布はいたしません。

重廣委員 はい、わかりました。それと WEB 版ハザードマップ更新委託料というのがございますが、この閲覧方法について伺いたいと思います。

防災危機管理課長 高潮ハザードマップを作成と同時に WEB 版ハザードマップに反映することになりますけども、この WEB 版ハザードマップの閲覧方法につきましては、市ホームページ内に公開をいたしておりますので、パソコンやスマートフォンで閲覧ができます。この WEB 版ハザードマップは、6 種類あるハザードマップ全て閲覧をすることができます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかご質疑ありま

せんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、防災危機管理課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:40 —

— 再開 11:41 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、デジタル戦略課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、デジタル戦略課所管の予算についての補足説明をいたします。予算書では 88 ページ、89 ページ、第 9 目「電算管理費」の事業コード 015 デジタルトランスフォーメーション推進事業につきましては、予算説明資料 7 ページに掲載しておりますが、本市のデジタル化を推進し、行政サービスの利便性向上と業務の効率化を図るため、本庁窓口のキャッシュレス決済端末を機能強化するとともに、新たに支所、出張所へ決済端末を導入するための経費を計上しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

松岡委員 説明資料 7 ページ、第 9 目「電算管理費」、デジタルトランスフォーメーション推進事業についてお伺いいたします。本市は、長門市 DX 推進方針に示されている行政のデジタル化ということで、この予算を進められてるということで、特にスマート市役所の構築という中で 1 番市民に影響のある部分で言う「書かない・待たない」窓口のワンストップサービス、この 2 点について私は色々注目してるんですが、今回の予算で、この辺りどこまで実現できて、今後どういうことがまだ残ってやっていくというふうになってるかをご説明願います。

デジタル戦略課長 「書かない」「待たない」窓口、ワンストップサービスのご質問でございますけれども、「書かない」「待たない」窓口では、本年度、総合窓口課をはじめ、支所、出張所に窓口業務支援システムを導入し、昨日 2 月 26 日から「書かない」「待たない」窓口の運用を開始したところであります。令和 7 年度からは、このシステムの保守を行うとともに、導入したシステムの搭載手続きを順次拡大していきまして、ナビゲーション機能などを利用して、関係各課の手続きをまとめて受け付けできるように、ワンストップ化、回らない窓口を進めてまいりたいと考えております。

松岡委員 この予算書の中で、外部人材登用にかかる経費というのが計上され

ておりますが、この内容についてご説明願います。

デジタル戦略課長 外部人材につきましては、現在、日本情報通信株式会社から 1 名派遣していただいております。昨年の 5 月に着任されております。受入れの条件としましては、週 3 日勤務で 2 年間の派遣、派遣元に支払う負担金は年額 600 万円ということで、派遣元企業との交渉がまとまっているところでございます。実施業務の内容としましては、本市におけるデジタル推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するデジタル推進本部、この補佐監として専門的な知見から施策の企画立案や実施に関する技術的助言をいただくこととしております。また具体的な取組といたしましては、DX 人材の育成を目的とした職員研修の企画立案や研修の実施、職員の業務効率化を図ることを目的とした生成 AI やローコードツール活用の操作の支援、セキュリティ対策として、セキュリティポリシーへの助言や市公式ホームページの脆弱性検査などの実施に取り組んでいただいております。民間企業で培われた専門知識や業務経験などを活かしながら、積極的に取組を推進していただいております。

田村委員 今のデジタルトランスフォーメーション推進事業について、説明資料をいただいておりますけれども、こちらのほうにあります行政手続きオンライン化なんですけれども、この行政手続きオンライン化に含まれるものの中で、令和 7 年度に新規に新しく始めるというようなものがありませんでしたら、ご説明をお願いします。

デジタル戦略課長 令和 7 年度に新たな取組としましては、貸館施設へのスマートロック機器や WI-FI 環境の整備を進めることにしております。施設の利用手続きから鍵の受け渡しまで、窓口に行くことなく LINE でオンライン化して参ろうと考えております。

田村委員 LINE でオンライン化、そこは申請がオンライン化されるということで、その点以外のデジタルの活用、施設そのものの活用があるかどうか伺います。

デジタル戦略課主査 オンライン化について、具体には LINE を活用して施設の予約をすると、施設の予約をされた方に、その鍵、スマートロックの暗証番号を通知いたしまして、これまでは物理的な、鍵を取りに行く、それから戻しに行くっていう作業があったんですけれども、こういった手間を削減することで、予約から鍵の受け渡しまで全てオンライン化していこうというふうに考えてます。

早川委員 ようやくここまで来たかっていう話なんですけど、その施設の貸し借りって、施設を今借りると、鍵を取りに行って、使った後は施設の記帳して、また鍵を返してっていう作業があったんですけれども、今回、このスマートロックキーで、貸し借りは行かなくても済むんですけど、施設の借りた後の日誌っていうのはどんなふうになってるんでしょうか。

デジタル戦略課主査 今、ご質問のあった件につきましても、LINE でこれまで日誌で記載いただいた内容を回答することで、窓口に行くことなく全てオンラインで完結するよう取り組んでいきたいというふうに考えてます。

早川委員 これ今、貸し借りはそうなんですけど、あとお金が発生すると思うんですけど、これはどうなってるんでしょうか。

デジタル戦略課主査 使用料の支払いにつきまして、機能としましては、オンライン上で決済するということは現時点でも搭載しておりますが、まずは施設の予約、それから鍵の受け渡し、日誌の記帳からスタートすることとしまして、運用の状況を見ながら、使用料の支払いもオンライン決済できるよう取組を進めていきたいというふうに考えているところです。

早川委員 できる方は、多分、ずれずれにやらなくても、一斉にやっても私はいいと思うんですよ。なぜなら、ずれずれにやるよりは、多分こういう意見の人がすぐ出てくると思うんですよね。一緒にそこまでやるんだったら、そこまで全部お金の支払いもそれで済ませてくれたら、わざわざまた支払いに行くっていう手間もなくなるんじゃないかっていう考えのもと、こういうことがシステムに導入されてるので、一斉に始めて、同時対応っていうか、支払いも持っていくことができますよっていうような対応を取られたほうが、今のこのオンライン化に対しては適当だと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

デジタル戦略課主査 そうですね。現在、定期的にご利用いただいている利用団体等にも意見聴取、今の予約から鍵の受け渡し、それから支払いまで、ヒアリング等を今始めてますので、そういったお声も頂戴しながら検討を実施、進めてまいりたいというふうに考えてます。

田村委員 予算書 91 ページです。事業コード 020 地方公共団体情報システム標準化対応事業です。説明資料でもいただいておりますけれども、この標準システムに対応しなければいけなくなった背景について、まずご説明をお願いします。

デジタル戦略課長 国のほうでは令和 3 年 9 月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行しておりまして、すべての地方公共団体に対して、令和 7 年度までに国の標準化基準に適合した情報システムへ移行することを義務付けております。これが根拠でございまして、情報システムの標準化を進めることで、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる、人的、財政的な負担を軽減しまして、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスを迅速に全国展開できるようにすることを目指しておるものでございます。

田村委員 このシステムの標準化によって、業務の変更であつたりとか得られる効果であつたりとか、そういったものを総合的にお願いいたします。

デジタル戦略課長 今回の標準化につきましては、住民情報系の 20 業務につい

て標準化するものでございます。システムを更新するときには、プロポーザル等で業者を変えることもありますけれども、今回は、今既存のベンダーのシステムを継続使用することにしておりますので、操作性についてはそんなに変わらないと考えておりますので、職員も迅速に対応できるものと考えております。

重村委員 関連で2点ほど。1点は、これ財源内訳3億円いくらかかる。思った以上にかかるわけですね。うちみたいに小さい自治体で3億円を超えるってことです。その他、ここは基金の取り崩しもあるんでしょうし、一般財源だけになってますけど、国の方向がそうであれば、義務付けるのであれば、私は、国、県が、ここら辺りは、財源の中できちんと手当てをするっていうのは、私は方向としてはおかしくないと思うんですけど、そこら辺り強く、国なり県なり、何か取ってこれる補助金はないのかという模索はされたのか、確認します。

デジタル戦略課長 国や県の補助金の話でございますけれども、この財源にその他財源を3億345万円ほど計上しておりますけれども、これは基金の取り崩し等ではなくて、国から外部団体を通じて市に受け入れるものです。国のさっき申しあげました20業務のこの移行に関しては、10分の10の補助を受けることになっております。それで、その他財源に計上をしておるところでございます。

重村委員 大変よくわかりました。次に、詳細の中で、既存システムのリース解約賠償金5千円いくらってありますよね。令和3年度にそういう通知があって、令和7年度までに移行しなさいよという通知が来る中で、これシステムのリースの解約を早期に多分切る関係で発生するんでしょうけど、ここらへんの対応っていうのはどうだったのか。どうしてこういう金額が違約金として発生するのか、確認をします。

デジタル戦略課長 現行の住民情報システムは、令和2年から10年契約をしております。令和7年度に切り替えるとなると、4年分契約が早く終わってしまうというような違約金になります。契約は終了しますけれども、引き続き使えるようなシステムについては10年間そのまま使用を継続しますので、その一部について違約金が生じます。この違約金については、10分の10以内ですけれども、ほぼ満額、国のほうから外部団体を通じて補助金をいただけるということになっております。

松岡委員 予算書の91ページ、ケーブルテレビ運営管理費についてお伺いします。この中の修繕料についての内容の説明をお願いします。

デジタル戦略課主査 修繕料につきましては、ケーブルテレビの指定管理の基本協定書のリスク分担表に基づきまして、施設や設備に100万円以上の修繕が必要となった場合に市が対応することとなっておりますので、予算を計上しているところでございます。積算の根拠としましては、突発的な修繕に備えまして150万円を2件分、合わせて300万円を計上しているところでございます。

松岡委員 同じく施設維持補修工事についての内容の説明をお願いします。

デジタル戦略課主査 それでは、施設維持補修工事につきまして、こちらも同様に基本協定のリスク分担表に基づきまして、100 万円以上の補修工事が必要となった場合に市が対応することとなっているため、予算を計上しているところでございます。積算の根拠としましては、突発的な維持補修工事に備えまして200 万円分を1 件、それから、電柱等の支障移転、これが発生した場合に迅速に対応するための工事費としまして230 万円を2 件分、合わせて660 万円を計上しているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、デジタル戦略課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を13 時からといたします。

— 休憩 11:58 —

— 再開 13:00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 予算書192 ページから205 ページまで、予算説明資料29 ページ、30 ページになります。主な事業といたしましては、予算書197 ページ、第3 目「道路橋梁新設改良費」、事業コード025 過疎対策事業、市道改良舗装工事、予算説明資料は29 ページになります。市道土手正楽寺線改良事業並びに市道津黄線落石防止事業については、引き続き安全・安心な道路環境整備を行ってまいります。次に、新規事業といたしまして、同じく過疎対策事業、市道天神十王堂線につきましては、県道仙崎港線から仙崎公民館の駐車場までの間、延長86 メートルを拡幅し、大型バスの乗り入れを可能にするものでございます。続いて、同じく予算書197 ページ、第3 目「道路橋梁新設改良費」、事業コード025 過疎対策事業、橋梁改修工事では長門市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、油谷蔵小田地区の新橋、黄波戸線1 号橋及び仙崎江之川線1 号橋、3 橋の補修または架け替えにとりかかり、社会インフラの老朽化対策を継続して行います。次に、予算書201 ページ、第1 目「都市計画総務費」、事業コード900 都市計画総務費、LED 照明設備リース料につきましては、長門市駅前広場、駅北地区街灯、湊中央区ポケットパークの照明施設を更新し、順次公共施設のLED 化を図ってまいります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、予算書 197 ページになります。事業コード 740 道路等環境整備事業についてですけれども、この事業の内容ですとか方針のようなものがありましたらお願いします。

維持班長 本事業は、中心市街地であります駅南エリア及び観光地であります仙崎エリアの市道を中心に実施しております。令和 7 年度は、駅南エリアでは市道駅南中央線、駅南藤中線、仙崎エリアでは市道後原海岸線等を計画しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重廣委員 それでは、説明資料 29 ページ、今質問がありましたすぐ下なんですけど、区画線設置安全対策事業について伺います。これは 500 万円ということで、俗に言う枠取りではないかと思いますが、この区画線設置の主な箇所について説明願います。

維持班長 本事業は、通学路並びに幹線道路を中心に実施しております。通学路では市道板持湯本線、市道掛渕大坊線、幹線道路では市道白潟緑ヶ丘線等を計画しております。

重廣委員 区画線ですから、何年持つかというのは、色々これは交通量によって違うと思うんですが、毎年 500 万円というのはずっと継続されて、これからも出される予定ですか。それとも、どこかでまとめてやるとか、どこかで切るとか、そういう計画はどのようになっていますか。

都市建設課長 委員ご指摘のように、区画線は 1 度設置しても、耐用年数が 5 年持てばいいのかなというようなところもあります。また、既存の舗装の劣化度にもよって区画線が早目に劣化する場合がありますので、今後も同じように計上させていただきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、予算書 197 ページです。第 3 目「道路橋梁新設改良費」になります。事業コード 025 過疎対策事業についてお尋ねをしますけれども、これは 1 月 30 日の補正予算のときにもお尋ねをした件なんですけど、市道津黄線落石防止工事です。当初、令和 6 年度までの工事終了を予定していたと思うんですけれども、これはご説明にもありましたけれども、国の分担金が少なくなったことで工期が延長になっております。令和 7 年度、計画通り工事が行われた場合に、その全体の何パーセントぐらいが工事完了するということで、まずそこをお願いします。

建設班長 市道津黄線ですが令和 7 年度予算が満額つきました場合は、進捗率

が 65 パーセントになります。

田村委員 それでは、補正予算のときにもご答弁がありましたし、私も地元の方から聞くんですけれども、常時落石の心配のあるところというところは済んでいるといふような声を聞いています。その担当課のご認識がどんな感じなのかということと、そういった声を受けまして、この工事、これからまだ先、やるのかやらないのかという判断を今年されるのかと思うんですが、その辺りの見解をお願いします。

建設班長 事業の早期完了については、地元からもお話を伺っておりますので、市としても落石が多かったところについては施工が完了しているというところは認識しております。これにつきましては、令和 7 年度に残りの区間の岩盤の調査、状態等を再確認した上で、全体計画の見直しを行っていきたいと考えております。

田村委員 津黄と言いますと、元乃隅神社がありまして、長門市を代表する観光地で、たくさんのお客さんが来られるという状況の中で、その地元の方も我慢していらっしゃると思いますが、その辺り、地元との協議を今後、協議の場を持っておられるんでしょうけれども、具体的に住民説明であるとか、そういった意見交換の場を設けてほしいんですけれども、そういったことはされるのか、されるとしたらいつ頃されるのかという、今の段階で結構ですので、ご予定をお願いします。

都市建設課長 先ほど申しましたように、現地の残りの岩盤状況等を確認して、市の方針が固まりましたら、まずは自治会長や地元の活性化協議会にお話をし、どういう周知がいいのかをご相談して、地元説明会なのか、もしくは両自治会長、活性化協議会の会長等への説明でいいのかと、そういうあたりをご相談したいと考えております。

重廣委員 それでは、過疎対策事業につきまして、29 ページの説明資料の 1 番上にございます市道土手正楽寺線改良工事ですか、これにつきまして、現在の進捗率について伺いたいと思います。

建設班長 令和 6 年度末で進捗率は 30 パーセントとなります。

重廣委員 こういう道路は、それこそ先ほどの田村委員のお話じゃありませんけど、社会資本整備総合交付金ですか、これをいただきながらやっていると。計画では 3 年から 9 年ですから 7 年ですよ。7 年間で完成する予定であるでしょうけど、今、令和 6 年末の時点で 30 パーセントであると。この期間は難しいなという感じはするんですが、ただ要望によりこういう道というのは設計され、施工されると思うんですよ。今までもありました大内山は 12 年とか、大内山線ですか。俵山地区の八幡線ですか、あれも 11 年、12 年かかっていますよね。要望された時期におられる方もおられない状態で、実際に道が完成したときに

本当にその利用価値があるのかどうかという、あまり時間をかけると、疑いがかかってくると、そういう状況になってくるんじゃないかと思うんですが、当然、国から交付金がいただけないから仕事ができないというのはよくわかるんですけど、今の段階で4年、5年経ってまだ30パーセントしかできていないという、こういう事業をこれからどのような感じで進めていかれるのか、原課の見解を伺いたいと思います。

都市建設課長 委員ご指摘のとおり、長い事業期間は、地域の方々へ大きな負担になるとともに、事業効果のほうも低くなるというふうに考えております。今後の事業推進につきましては、これまでどおり交付金を活用しつつ、進捗を高めるために、不足している事業費について財政課と調整して、全体計画をなるべく短縮できる方法について考えてまいりたいと思います。

重廣委員 そうなりましたら、今のこれは令和9年には完成するというふうに書いてありますが、来年度の当初予算には、このR9が抜くというふうに考えてよろしいですか。

都市建設課長 想定で申し上げますが、R9での完了は困難だと考えております。なお、R9年からあと何年かというところもあるんですけど、工期短縮に向けて調整したいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重廣委員 土手とは関連じゃないんですけど、過疎対策事業の中に、下3つほど、橋梁等改修工事というのが3つございます。これが、昨年はおそらく設計で今年が施工実施ではないかと思うんですが、ここは割と、私も地図を見て場所を見てみたんですけど、狭いところ、短いところというのが、何か3つほどあるような感じがするんですけど、これらの工事をされるときに、地元との折り合いと言いますか、協議、調整がどのようにできているのか。それとまた、このなるべく工期を短縮して仕事はされると思うんですが、そのあたり、何月頃というのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

建設班長 地元との調整につきましては、まだ工事のほうも発注しておりませんので、工事を発注して業者さんが決まり次第、通行規制については協議をさせていただくという形を取っております。ですので、業者が決まりましたら、なるべくご不便をかけないような形で通行規制の協議をさせていただこうと考えています。それから、工期でございますけれども、河川については、出水期には工事ができない、要は雨が降って川が増水する期間を指しておりますけれども、こちらの期間は工事が基本的にできなくなっております。この期間につきましては、5月から10月いっぱい定められておりますので、橋梁補修工事などで、川の中に入る工事につきましては11月以降で着手する予定としております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重村委員 市道の維持管理について、令和 7 年度の考え方についてお尋ねします。私、一般質問でも出しましたが、埼玉県八潮市で下水道管が漏れて下に空洞ができててっていうことで、もう 10 年前ぐらいですかね、1 回ですね、道路の空洞化っていうことが非常に叫ばれて 1 回ですね、長門市は、市道の点検っていうのを実施されたと思うんですね。これ下水が原因だったから、今、埼玉県の事案で言うと、特に水道局、下水道局あたりが中心になって、これもうやるしかないけれども、市道の管理という観点から行けばね、これ空洞化をいち早く、漏水がどうなのかは別にして、その空洞化を、やっぱり維持管理班を、維持管理をしていくその担当課として、僕は下水道の事故だって思っちゃいけないと思うんですよ。道路をいかに安全な状態で行政は市民にインフラとして提供してるかという観点で、道路の空洞化っていうことも私は必然的に事案から教訓を得るっていう部分では必要だと思うんですけど、令和 7 年度に関して、その維持管理の上からその道路の空洞化ということに関してはどのような方針をもってやっていかれるか、確認をしておきたい。

都市建設課長 議員ご指摘の通り、道路の中には下水や水道というライフラインが入っておりますが、空洞化調査する、道路の健全化を調査するというのは道路管理者である都市建設課の役目だと考えております。令和 7 年度につきましては、空洞化調査等の予算を計上しておりませんが、今後、空洞化調査を新たにしないといけないと考えております。

重村委員 予算の金額は計上されてないから、あれですけど。これ国も、下水、浄水のほうのなんか予算をつけるっていうことをもう明言してますから、何年間にわたってね。これはもう下水道局とかそちらのほうになるんでしょうけれども、ぜひ、ああいう事故に際すると、結局人の命まで生むっていうこともありますから、適正な維持管理、特にもう経年劣化でやはり更新が必要な路面っていうのもたくさんあると思いますので、そこにも配慮した上で、仕事をしていただきたいというふうに切にお願いしておきたいというふうに思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑はございませんでしょうか。

重村委員 予算書は 201 ページになります。第 3 項「河川費」、第 2 目「河川改良費」で、防災・減災対策河川整備事業ということで 400 万円ほど予算計上されてます。これは、以前は毎年 5 か年ほど、こう 2,000 万円つけて河川の浚渫を主に、たぶん県関連の河川と効果が出るように、市の河川も浚渫工事をされてきたと思うんですけど、今までやってきた事業からすると 2,000 万円だったかな、あれはずっとね。だから、5 分の 1 に減るわけですね。まず、この全体計

画が令和 7 年度だけ、新年度から 5 年間の計画をどうも策定されたようですけど、まず、この計画というのはどんなものなのか、確認をしておきたいと思います。

都市建設課長 前回、緊急事業債で採択したのが令和 6 年度、今年度で終了いたしました。そして、国のほうにも延長のほうを要望した中で、令和 6 年 12 月末に国のほうから緊急事業債の延長についてアナウンスがございました。よって、今、新しい 5 年間の計画を、現地を見ながら、計画策定中でございます。今回計上してます 400 万円につきましては、十楽川で地元のほうから令和 5 年度に要望が出まして、その河川につきましてはまだ緊急事業債の延長が決まっておりますでしたが、ぜひこれはやらないといけないという判断から、その河川のみを今回計上しております。

重村委員 今のご答弁であれすると、議会側も、確かこれ、県、国に浚渫事業債っていうのを延長、もしくは同じような事業でこれはやるべきだということ強い要望、執行部としてあげてほしいという議会は考え方でご意見もされてると思うんですね。今のご答弁だと、ひょっとすると、新年度に入って、その浚渫事業債も 5 年延長するということは、補正等でこれ新たに出てくるという可能性は大なのか。あと、令和 7 年度に限ってはこのもう 400 万円でもう走るのか、それとも、国からそういうもう情報が入ってればですね、令和 7 年度の補正で対応していくということもあり得るということで認識してていいのか、確認をしておきました。

都市建設課長 令和 7 年度に十楽川だけかということは、新しい計画をまず策定して財政サイドとも協議を行って方針を決定したいと考えております。今追加があるとかっていうことはなかなか今の状態では見えない状況です。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

田村委員 予算書 201 ページです。先ほどの重村委員と同じく、第 2 目「河川改良費」その上の 025 です。「がけ地近接等危険住宅移転住宅」（「それ住宅」と呼ぶ者あり）ほんとですか。ほかでもいいですか。もうほかいきますね。203 ページになります。第 5 項「都市計画費」、第 4 目「公園事業費」事業コード 705 総合公園テニスコート維持管理費はよかったですか。修繕料 450 万円なんですけど、この内訳についてどういったところも修繕になるのか、お願いします。

維持班長 今現在、プレイコート間の人工芝がかなり破損しております。その 4 か所で 244 平米になりますけど、そちらの修繕工事費を計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほか、ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わ

ります。以上で、都市建設課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:21 —

— 再開 13:22 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、建築住宅課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 予算書は 204 ページから 207 ページまで、予算説明資料は 31 ページになります。主な事業といたしましては、予算書 205 ページ、第 1 目「住宅管理費」、事業コード 010 社会資本整備総合交付金事業、予算説明資料は 31 ページになります。上川西市営住宅 D 棟につきましては、老朽化した内装や給排水設備等の改修工事を行い、住宅の長寿命化を、図ってまいります。次に、同じく予算書 205 ページ、事業コード 035 公的賃貸住宅家賃低廉化事業、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金につきましては、清風ポラリスが補助期限を迎えることから、対象施設が清風オリオンのみとなっております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 先に行かせていただきます。予算書 201 ページです。「河川改良費」の事業コード 025 がけ地近接等建住宅移転事業ですが、これについて昨年よりも 300 万円ほど予算が増額になっておりますけれども、何か対象の物件が具体的にあるということでしょうか。

住宅班長 がけ地近接等危険住宅移転事業は、土砂災害特別警戒区域内、いわゆるレッドゾーンと呼ばれる区域内にある住宅を移転し、当該住宅を除去することを目的とする事業でございます。この事業は、国が 2 分の 1、県と市で 4 分の 1 ずつ負担して、市の要綱により補助金を出しているところでございますが、これまで移転除去に関する補助上限が 97 万 5,000 円で、該当である住宅の方も大きく手出しが必要だったということでしたんですが、そういうことから、この制度を使う人は少なく、長門市でも実績というのはございませんでした。そのような状況からも、国では本制度を抜本的に改善いたしまして、補助上限が上がりました。そのことを踏まえ、長門市では、除去費用を 300 万円上限ということにしまして、移転等にかかる経費の 97 万 5,000 円を上限としたところでこの制度を設計したところでございます。

建築住宅課長 補足をさせていただきたいと思います。今、金額等の詳細の部分を説明いたしましたが、令和 7 年度予算を計上しておりますが、それで該当する、手を挙げていらっしゃる方は今現在はおられません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかにご質疑ありませんか。

重廣委員 それでは、説明資料の 31 ページ住まい快適リフォーム助成制度について伺います。この説明資料には、毎年この住まい快適リフォームの制度が少しずつ制度が変わってますよというふうに金額は謳ってあるんですが、今回は簡単にまとめたんですね。この令和 7 年度の快適リフォーム助成制度の説明をお願いします。

住宅班長 住まい快適リフォーム助成事業についてですが、補助上限として、対象工事の 2 割を市内の商店で使える商品券にて補助しているところでございます。上限は 10 万円ということになっておりますので、50 万円以上は全部 10 万円というような形になります。なお、ヒートショック対策など外気温の影響から室内の温度を守る施工を行う断熱リフォーム改修の場合は、工事対象費の 1 割の上限 10 万円、子育て世代が行うリフォーム工事の場合は、対象工事費の 1 割の上限 10 万円、市内木材を使用する場合には、使用する材質と数量による上限 10 万円のそれぞれ加算を行うこととなっております。ですので、全てに該当する工事ですと合計 40 万円の助成を行うというような形になっております。なお、今年度につきましては、子育ての子ども要件ということで、これまでは 3 世代同居という要件だったんですが、それをちょっと緩和しまして、子育て世代の 2 世代でいいというような形に要件を緩和する予定としております。

重廣委員 最高で 40 万円、補助があるというのが今の説明でよくわかりました。その中で商品券として還元されるということなんですが、今、商品券等々、デジタル化って言いますか、オンライン決済がありますよね。今の市の補助に対しましても。そういう対応がこれはされるのかどうか、そのことについて伺いたい。

住宅班長 産業政策課や観光政策課のほうで実施する商品券事業についてはデジタル商品券を導入するというふうに私どもも把握しておりますが、住まい快適住宅リフォーム事業の商品券については、今まで通り商工会議所に委託して紙による商品券で行うこととしていただいております。それで、今やっている、今年度やられる産業政策課などの実施状況も踏まえ、今後デジタル化していくかどうかというのは、令和 7 年度中に検討したいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほか、ご質疑ありませんか。

田村委員 それでは、予算書 207 ページになります。第 6 項「住宅費」、第 1 目「住宅管理費」、事業コード 900 住宅管理費の下から 2 番目に施設維持補修工事 1,100 万円ほど上がってるんですけども、これの内容についてお尋ねいたします。

住宅班長 河原浦住宅、いわゆる河原住宅の屋根のほう、かなり劣化が進んでおりますので、そちらのほうの改修工事になります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑ありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建築住宅課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、建築住宅課所管の審査を終了します。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、3月4日、午前9時30分から審査を行います。本日は、これで散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 13 : 30 —